

## ○富山県総合雪対策基金条例

昭和60年3月26日  
富山県条例第2号

富山県総合雪対策基金条例を公布する。

富山県総合雪対策基金条例

(設置)

第1条 雪による障害の克服及び雪の利用に関する調査研究を総合的に推進し、並びに県民の雪に対する意識の高揚、雪の文化の振興等を図るため、富山県総合雪対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平15条例47・一部改正)

(財産の種類等)

第2条 基金に属する財産は、次の各号に掲げる財産とする。

(1) 現金2億円

(2) 北陸電力株式会社の株式20万株

(3) 関西電力株式会社の株式20万株

2 知事は、県が基金の設置の目的と趣旨を同じくする現金の寄附を受けたとき、又は必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

3 知事は、県が第1項第2号又は第3号に掲げる法人の増資による株式を取得した場合において、必要があると認めるときは、当該株式の全部又は一部を基金に追加して積立てをすることができる。

4 前2項の規定により積立てが行われたときは、基金に属する現金の額又は株式の数は、当該積立てに係る現金の額又は株式の数に相当する分増加するものとする。

5 知事は、雪による障害の克服に関する事業の財源に充てる場合に限り、基金の処分をすることができる。

6 前項の規定により処分が行われたときは、基金に属する現金の額又は株式の数は、当該処分に係る現金の額又は株式の数に相当する分減少するものとする。

(平19条例18・一部改正)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、雪による障害の克服及び雪の利用に関する調査研究並びに県民の雪に対する意識の高揚、雪の文化の振興等に関する事業の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(平15条例47・平19条例18・一部改正)

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平14条例16・追加)

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(平14条例16・旧第5条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年9月1日から施行する。

(富山県総合雪対策研究基金条例の廃止)

2 富山県総合雪対策研究基金条例(昭和56年富山県条例第33号)は、廃止する。

(富山県総合雪対策研究基金条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際富山県総合雪対策研究基金に所属する財産は、この条例の施行の時に於いて、この基金に帰属するものとする。

附 則(平成14年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第18号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。